

資料 3

那覇空港構想段階 P I 評価委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 那覇空港の構想段階において那覇空港構想・施設計画検討協議会（以下「協議会」という。）が行うパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）のプロセスや結果について評価及び助言を行うことにより本検討の透明性、公平性や公正性を確保するため、那覇空港構想段階 P I 評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 評価委員会は、次の事項について評価及び助言を行う。

- (1) P I 実施計画に関すること。
- (2) P I 実施期間中の P I 活動に関すること。
- (3) P I 実施結果に関すること。

（構成）

第3条 評価委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 委員委嘱は、那覇空港構想・施設計画検討協議会事務局を置く行政機関の長が行う。

（中立性）

第4条 委員は、評価委員会の目的に照らし、特定の行政機関、利害関係者等の利害を代表してはならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、評価委員会の所掌事務が完了するまでとする。

（委員長）

第6条 評価委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。
3 委員長は、会務を総理し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（評価委員会の運営）

第7条 評価委員会の会議は、委員長が招集し運営する。

2 評価委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3 評価委員会は、協議会に対し評価及び助言のため必要な資料の提出を求めることができる。
4 評価委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(公開)

第8条 評価委員会の会議は、公開を原則とする。

(事務局)

第9条 評価委員会の事務局は、沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室とする。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日より施行する。

別紙

那覇空港構想段階 P I 評価委員会委員

上間 清	琉球大学名誉教授
大城 浩	弁護士
崎山 律子	フリージャーナリスト
堤 純一郎	琉球大学工学部教授
廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授

(五十音順)